

2024年5月27日
公立大学法人大阪

懲戒処分の公表について

この度、2024年3月31日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

公立大学法人大阪事務局企画部 係長

2. 処分内容

戒告

3. 根拠規程

公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則第40条第1項第8号に該当する。

4. 処分発令日

2024年3月31日

5. 事案の概要

(事実概要)

2023年11月2日から2024年2月15日までの調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

公立大学法人大阪企画部の職員（係長級）が、2023年9月、職場において、障がいのある部下職員から、「自分の水筒に洗剤が入っている」との相談を受けた際、洗剤が混入している可能性のある水筒のお茶を飲んでみるように言った。

部下は仕方なく口に含んだところ、実際に、お茶には洗剤が入っており、すぐに吐き出した。

6. 再発防止に向けた対応

この度の上司職員による不適切な対応について、部下職員及びそのご家族、ご関係の皆様に対しご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の件は、本法人の職員への指導不足によるものであると捉えるとともに、障がい者雇用を推進するにあたりこのことを重く受け止め、本法人のすべての職員に対し教育再徹底と再発防止策を講じ、安心して勤務できる環境整備を進めて参ります。

7. 添付資料

公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則第40条第1項第8号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案、処分内容について

本部事務機構人事労務室（大阪公立大学）

（TEL：072-247-6024）

（添付資料）

○公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第40条 有期雇用教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき